

令和6年度介護施設・事業所内保育施設運営支援事業の概要

長寿福祉課

- 1 事業名 介護施設・事業所内保育施設運営支援事業
- 2 目的 事業所内保育施設の運営のための経費に対して助成を行うことで、労働環境の改善を図り、介護職員の定着及び再就業を促進する。

3 事業内容

子育てをしながら働く介護職員のため、施設・事業所内（職員の通勤経路又はその近接地域を含む）に保育施設を設置する施設・事業所に対して、運営に関する経費を助成する。

(1) 補助対象：事業所内保育施設を運営する高齢者介護施設・事業所
(介護保険事業所及び老人福祉施設を対象とする。)

(2) 補助額：①現員※1（乳幼児）×現員一人あたり 450 千円（年額）
＋現員（学童）×現員一人あたり 225 千円（年額）
若しくは

②（運営経費※2 － 控除額（施設定員×運営月数×5 千円））×2/3
の低い額を支給する。

※1 現員・・・従業員の子の1日の平均保育数（年間の延べ保育数／年間の開所日数）
（開所日数が月6日以下の場合は調整あり）

※2 運営経費・・・支給対象期間中の人件費のうち、事業者等が保育士等に
支払った金額及び建物賃借料

(3) その他：施設整備費用については、地域医療介護総合確保基金の施設整備分の活用が可能。

「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」及び「企業主導型保育事業助成金」との併用は不可。

【イメージ図】

